

## 資料編

---

計画策定の経緯、委員名簿、諮問・答申文、島田市環境基本条例、アンケート調査結果の概要、用語解説などを掲載します。

## 資料1 計画策定の経緯

平成 23 年			
8月	11日	第1回環境管理委員会	○計画策定の概要説明 ○策定手順の検討
8月	25日	第1回環境審議会	○計画策定の概要説明 ○策定手順の検討
11月～12月		島田市環境基本計画 意識調査	○事業者:150 事業所(有効回答率 61.3%) ○中学生:201 人(有効回答率 100%)
12月	14日	第2回環境管理委員会	○環境基礎調査の中間報告
平成 24 年			
1月		島田市環境基本計画 意識調査	○市民:1,000 人(有効回答率 44.6%)
1月	26日	第2回環境審議会	○環境基礎調査の中間報告
3月	21日	第3回環境管理委員会	○環境基礎調査の結果報告 ○策定スケジュールの説明
3月	29日	第3回環境審議会	○環境基礎調査の結果報告 ○策定スケジュールの説明
7月	11日	第1回環境市民会議	○環境の現状と課題の検討
	13日	第4回環境管理委員会	○計画の基本的事項の検討
19日～31日		第1回環境管理委員会部会(幹事会)	○策定スケジュールの説明 ○計画の基本的事項の検討
	26日	第2回環境市民会議	○望ましい環境像と将来イメージの検討
	31日	第4回環境審議会	○計画の基本的事項の検討
8月	23日	第3回環境市民会議	○市の施策、市民・事業者の取組の検討
9月	20日	第4回環境市民会議	○市の施策、市民・事業者の取組の検討 ○重点取組の検討
9月	24日	第2回環境管理委員会部会(幹事会)	○環境の現状と課題の検討
～10月	4日		○施策の検討
10月	2日	第5回環境市民会議	○望ましい環境像の検討 ○市の施策、市民・事業者の取組の検討 ○計画の推進方法について検討
	18日	第5回環境管理委員会	○望ましい環境像についての検討 ○環境の現状と課題についての検討 ○施策の検討
11月	7日	第5回環境審議会	○望ましい環境像についての検討 ○環境の現状と課題についての検討 ○施策の検討
11月	12日	第3回環境管理委員会部会(幹事会)	○数値目標の検討 ○計画案の検討
	21日	第6回環境管理委員会	○計画案の検討
12月	17日	第6回環境審議会	○計画案の検討 ○市長から環境審議会への諮問
12月	25日	パブリックコメントの実施 (平成 25 年1月24日まで)	○市のホームページなどで公開
平成 25 年			
2月	5日	第7回環境管理委員会	○計画案の検討
2月	15日	第7回環境審議会	○計画案の検討 ○答申案の検討
2月	26日	答申	○環境審議会から市長への答申
3月		計画策定	

## 資料2 委員名簿

### (1) 島田市環境審議会（敬称略）

区分	氏名	所属など	備考
学識	落合 泰	エコアクション21審査人	会長
	松永 和彦	社団法人島田市医師会 理事	
	平井 一之	一般社団法人静岡県環境資源協会 理事	副会長
市民	大須賀 隆	島田市自治会長連合会 会長	
	河村 元	NPO 法人環境市民くらぶ 理事	
	天野 美枝子	環境フェアネットワーク島田 代表	
	田村 朋子	金谷ライフクリエイターサークル 代表	
	白瀧 準	NPO まちづくり川根の会 代表	
事業者	仲安 寛	島田商工会議所 専務理事	
	太田 真一郎	社団法人島田青年会議所	平成 23 年 11 月まで
	白坂 成吾	社団法人島田青年会議所 特別理事	平成 23 年 12 月から
	揚張 旨彦	特種東海製紙(株) 事務部 部長	平成 23 年 11 月まで
	寶勝 智貴	特種東海製紙(株) 事務部 マネージャー	平成 23 年 12 月から
	奥谷 佳史	クノール食品(株)東海事業所 設備管理課長	
	細澤 隆	中部電力(株)島田営業所 所長	
行政	鈴木 守正	静岡県くらし・環境部環境局生活環境課 課長	

【区分】学識＝学識経験者 市民＝市民代表 事業者＝事業者代表 行政＝関係行政機関

### (2) 島田市環境市民会議（敬称略）

池原 智彦	石川 正之	小野田 譲治	加藤 高明	北川 良二
酒井 秀一郎	提坂 とみ	佐野 邦代	澤口 弘典	鈴木 金秀
伊達 元	中村 正男	長島 博雄	西野 龍一	野島 恵美子
橋本 貴之	平口 美矢子	牧野 雄介	増田 直樹	森 悦子
諸田 昌太郎	山村 欽一郎	山村 隆康	山村 友子	山本 麻美

### (3) 庁内策定委員会

#### ①環境管理委員会

役名	平成 23 年度		平成 24 年度	
	所属 職名	氏 名	所属 職名	氏 名
委員長	環境経済部長	久保田 正	生活環境部長	久保田 正
副委員長	企画部長	石間 鉦哉	企画部長	石間 鉦哉
委員	総務部長	渡辺 学	総務部長	渡辺 学
	市民福祉部長	甲賀 房江	市民福祉部長	甲賀 房江
	スポーツ文化部長	前田 勇夫	スポーツ・経済部長	前田 勇夫
	建設部長	小澤 啓次	建設部長	佐久間 章次
	教育部長	北川 清美	教育部長	北川 清美
	議会事務局長	村田 達己	議会事務局長	村田 達己
	消防本部消防長	鈴木 昌之	消防本部消防長	鈴木 昌之
	市立島田市民病院事務部長	中野 恵之	市立島田市民病院事務部長	中野 恵之

#### ②環境管理委員会部会（幹事会）

部会	構成
自然環境部会	企画調整課長、水道課長、スポーツ課長、農政課長、都市計画課長、建設課長、市街地整備課長、環境課長
生活環境部会	下水道課長、商工課長、環境課長
資源循環部会	健康づくり課長、市民安心課長、農政課長、学校教育課長、環境課長
地球環境部会	企画調整課長、管財課長、市民安心課長、建築住宅課長、市街地整備課長、教育総務課長、環境課長
環境教育部会	都市計画課長、学校教育課長、社会教育課長、環境課長

## 資料3 諮問・答申文

### (1) 諮問文

島生環第 617 号  
平成 24 年 12 月 17 日

島田市環境審議会  
会長 落合 泰 様

島田市長 桜井 勝郎

#### 第 2 次島田市環境基本計画について（諮問）

このことについて、島田市環境基本条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 15 年 3 月に策定した島田市環境基本計画の計画期間が平成 24 年度で満了することから、島田市環境基本条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、第 2 次島田市環境基本計画について貴審議会に諮問します。

### (2) 答申文

平成 25 年 2 月 26 日

島田市長 桜井 勝郎 様

島田市環境審議会  
会長 落合 泰

#### 第 2 次島田市環境基本計画について（答申）

平成 24 年 12 月 17 日付け島生環第 617 号にて諮問のありました標記の件について、市民・事業者への意識調査、環境市民会議、庁内策定委員会による検討結果を踏まえ、当審議会において慎重なる審議を重ねた結果、計画案は妥当であると判断しましたので答申いたします。

なお、下記について特段のご配慮を願います。

#### 記

- 1 計画の推進に当たっては、計画の内容を分かりやすい表現で広く周知するとともに、市・市民・事業者は互いに連携・協働し合い、それぞれの役割分担のもとに主体的に取り組むこと。
- 2 環境施策の実施に当たっては、担当部署だけでなく庁内各部署の横断的な連携を図り、総合的かつ計画的に進めること。  
また、数値目標を定めた取組については、目標の達成に向け市民・事業者等への人的・物的・財政的支援策を検討すること。
- 3 計画の実効性を高めるため、毎年計画の進捗状況を公表するとともに、各主体の意見や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜適切な見直しを行うこと。

## 資料4 島田市環境基本条例

### ○島田市環境基本条例

(平成17年 条例第103号)

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者（以下「すべての市民」という。）の責務を明らかにし、すべての市民が一体となって、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を推進することにより、もって市民が良好な環境の恵みを受用するとともに、健康で文化的な生活を営む権利の確保を目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第3条 すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたつて適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造をしなければならない。

2 すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全及び創造を図る上で、市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、市民及

び事業者が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援し、及びこれに協力する責務を有する。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのつとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、その普及、啓発活動等について積極的に参加する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たつては、これに伴つて発生するばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、自然環境の破壊防止のため、植生の復元、緑地の整備その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつて、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されるに当たつて生ずる環境への負荷の低減を図るとともに、再生資源の原材料への積極的な使用等事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動に伴い生ずる各種エネルギーの使用による環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (環境基本計画)

第7条 市長は、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、すべての市民が一体となって地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全及び創造のために、すべての市民が実践しなければならない具体的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たつては、市民及び事業者の意見を尊重し、これを環境基本計画に反映させなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たつては、島田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## (年次報告)

- 第8条 市長は、毎年度、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して実施した施策について報告書を作成し、これを速やかに公表しなければならない。
- 2 市民及び事業者は、報告書が公表された日から市長が定める日までに、報告書について市長に意見書を提出することができる。
  - 3 市長は、報告書について島田市環境審議会に意見を聴かなければならない。

## (施策の策定に当たっての事前配慮)

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画に整合するよう配慮しなければならない。

## (事業者の事前配慮の促進)

- 第10条 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者の環境の保全及び創造についての事前配慮を行うことを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者との間に、環境の保全及び創造のために取るべき措置について定める協定を、必要に応じて締結するよう努めるものとする。

## (規制の措置)

- 第11条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要と認めるときは、地域の特性、規制の効果及び影響を考慮し、必要な措置を講ずるものとする。

## (経済的措置)

- 第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減に係る環境の保全及び創造に関する活動を行う場合において、経済的な助成が必要と認められるときは、その措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者に係る適正で公平な経済的負担の措置について、調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

## (監視体制の整備等)

- 第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めなければならない。
- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査及び研究に努めなければならない。

## (公害等の処理)

- 第14条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

## (公共的施設の整備等の推進)

- 第15条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設等環境の保全上必要な公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に係る事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

## (情報の提供)

- 第16条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供しなければならない。

## (国、県等との協力)

- 第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち、広域的な取組が必要と認める施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

## (財政上の措置)

- 第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の円滑な推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (環境審議会)

- 第19条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、島田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
  - 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
    - (1) 学識経験者
    - (2) 市民の代表
    - (3) 事業者の代表
    - (4) 関係行政機関の職員
  - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 委員は、再任されることができる。
  - 6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

## (自主環境管理の促進)

- 第20条 市長は、地球環境の保全のため、率先し、環境への負荷を低減するための実行計画を策定するものとする。
- 2 市長は、前項の実行計画の推進と目標達成のため、環境管理委員会を設置するものとする。
  - 3 前項に定めるもののほか、環境管理委員会について必要な事項は、規則で定める。

## (委任)

- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

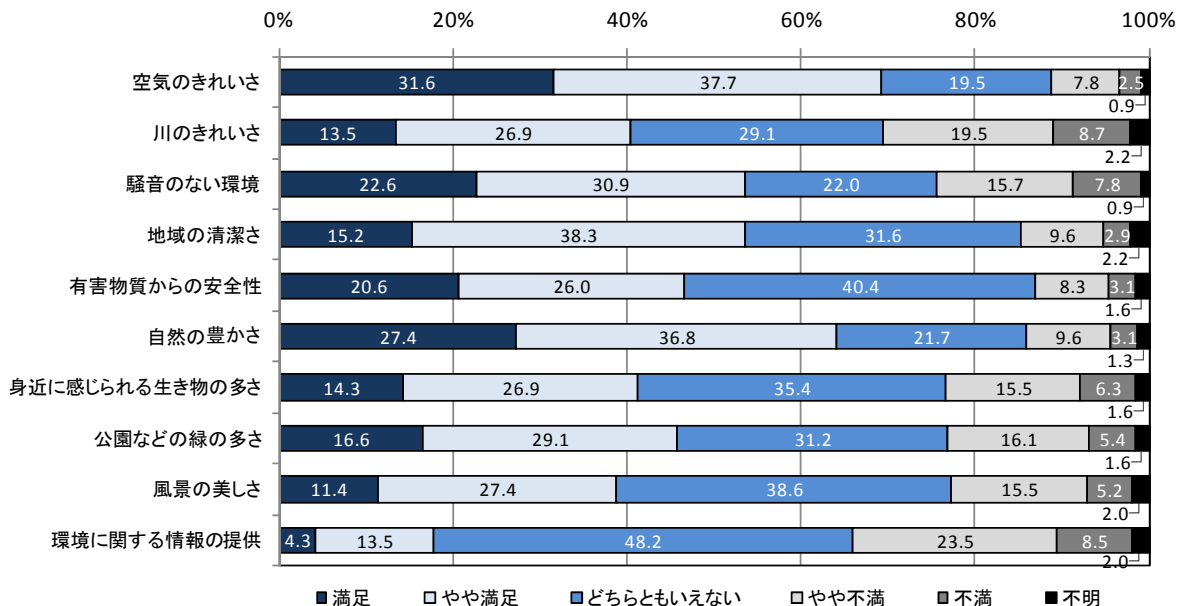
この条例は、平成17年5月5日から施行する。

# 資料5 アンケート調査結果の概要

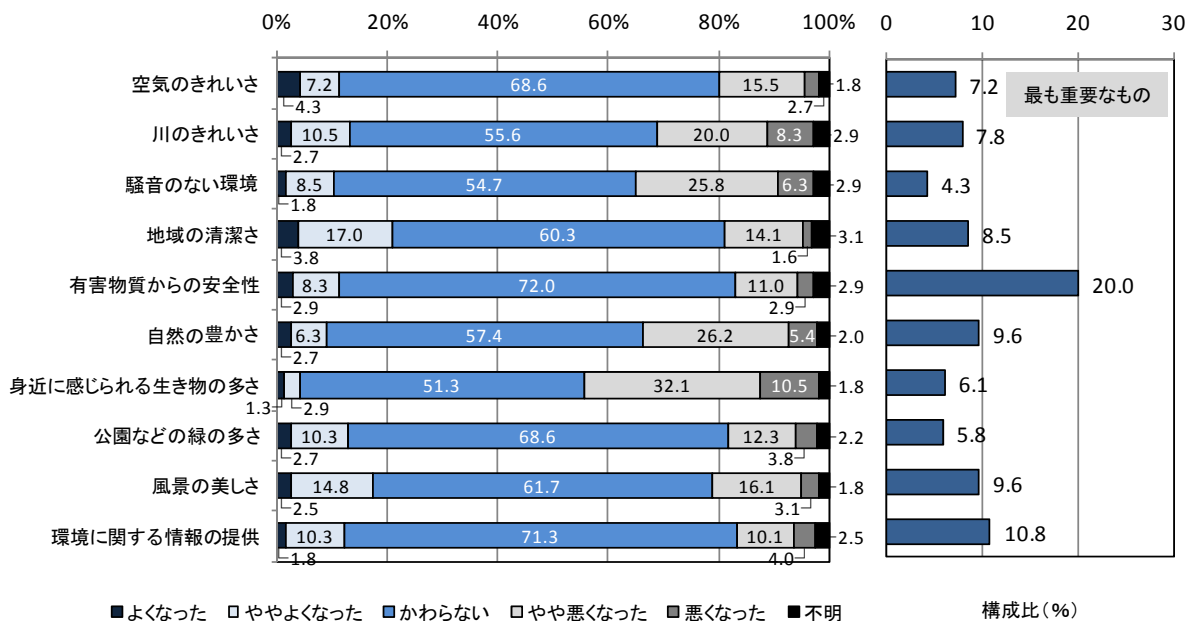
## (1) 市民アンケート

無作為抽出した20歳以上の市民1,000人にアンケート調査票を発送した結果、回収数446、有効回答数446、回収率は46.6%であった。

### ■地域の環境

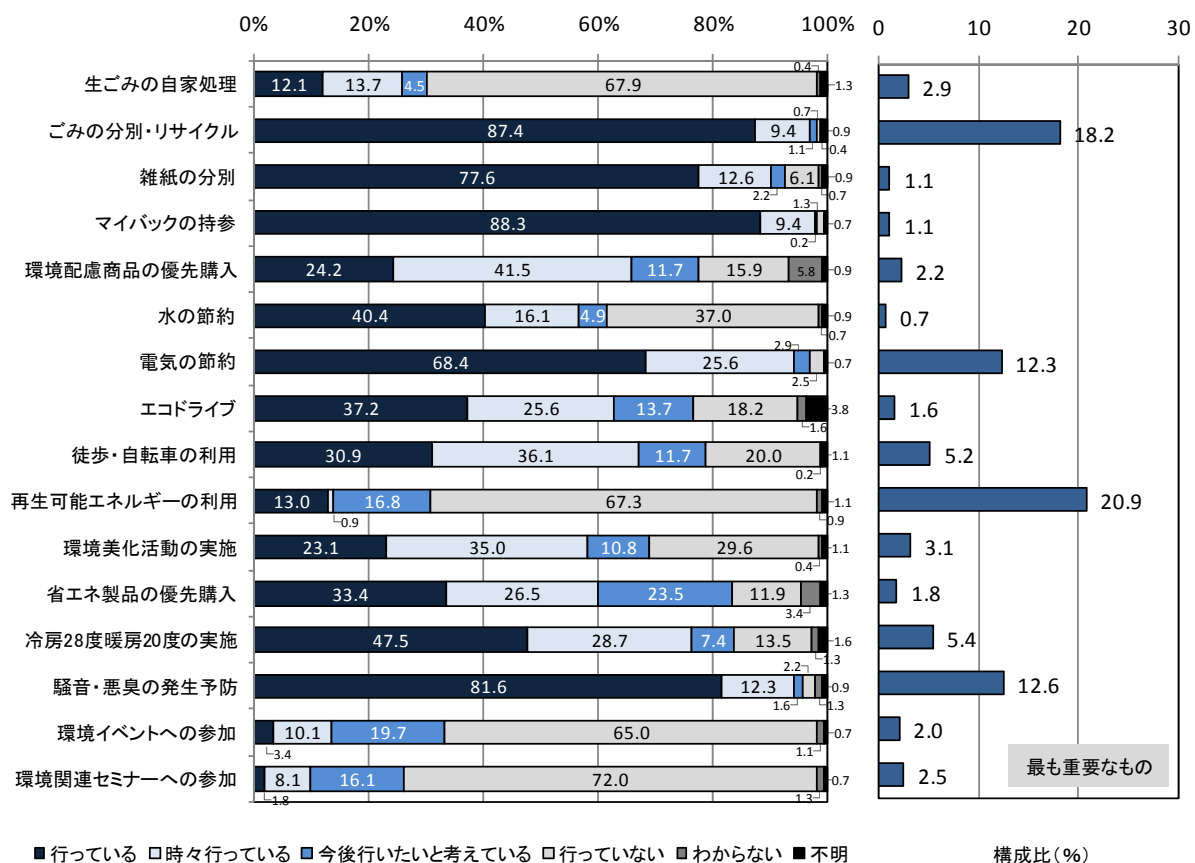


### ■10年前からの地域の環境の変化（左）とこれからの島田市で最も重要なもの（右）

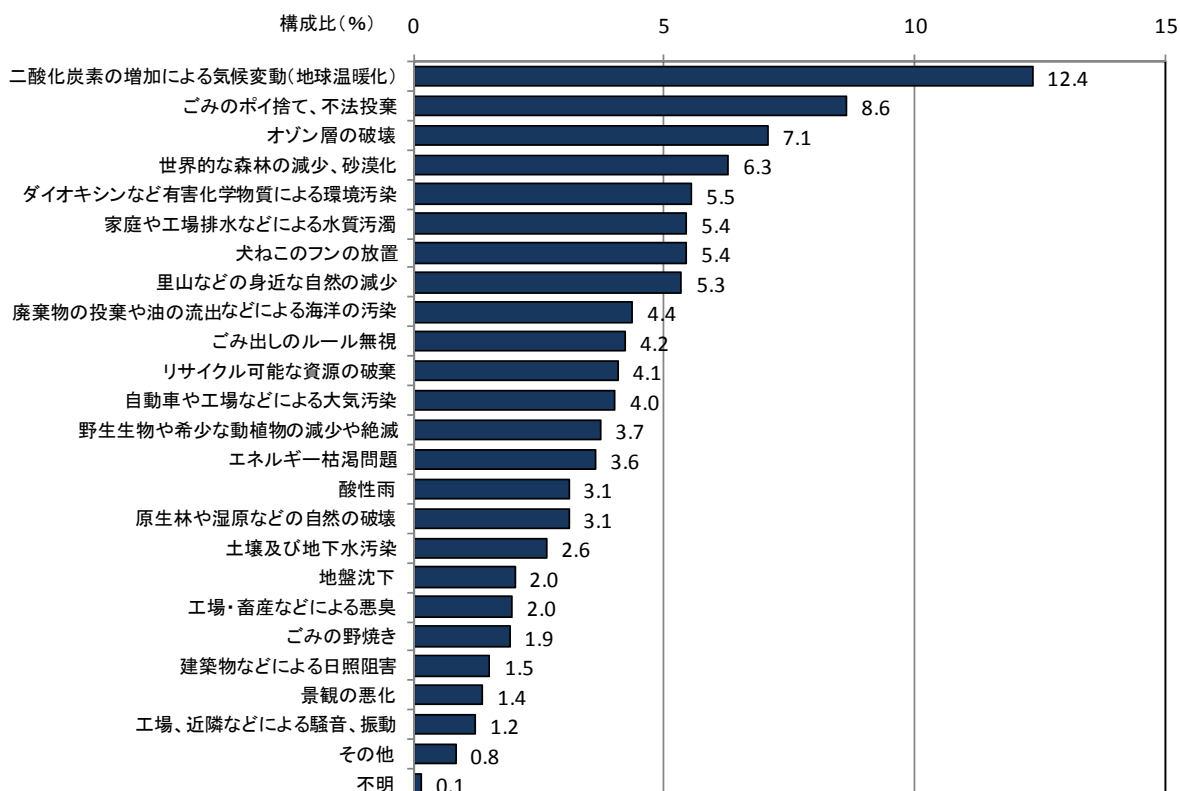




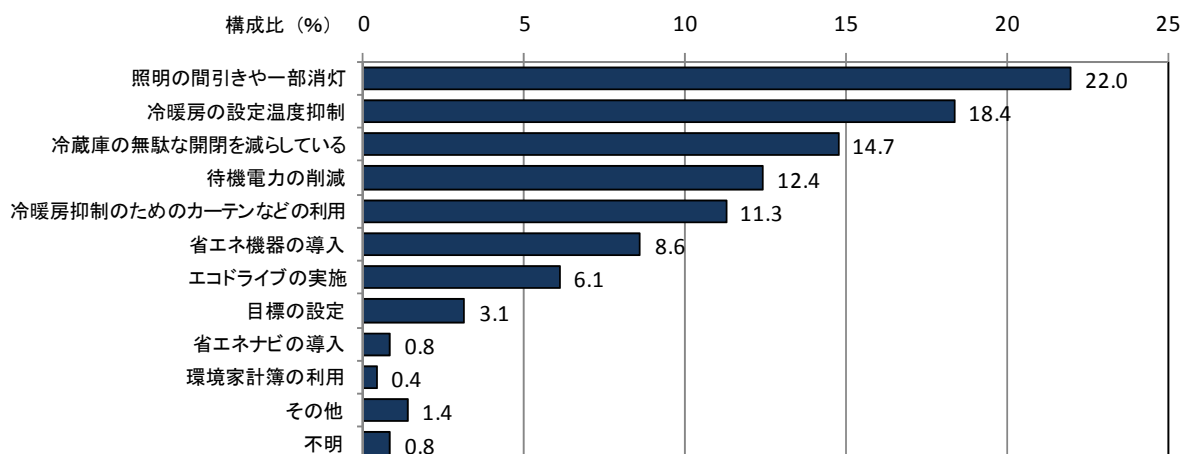
## ■ 日常生活における環境に対する配慮（左）とその中で最も重要なもの（右）



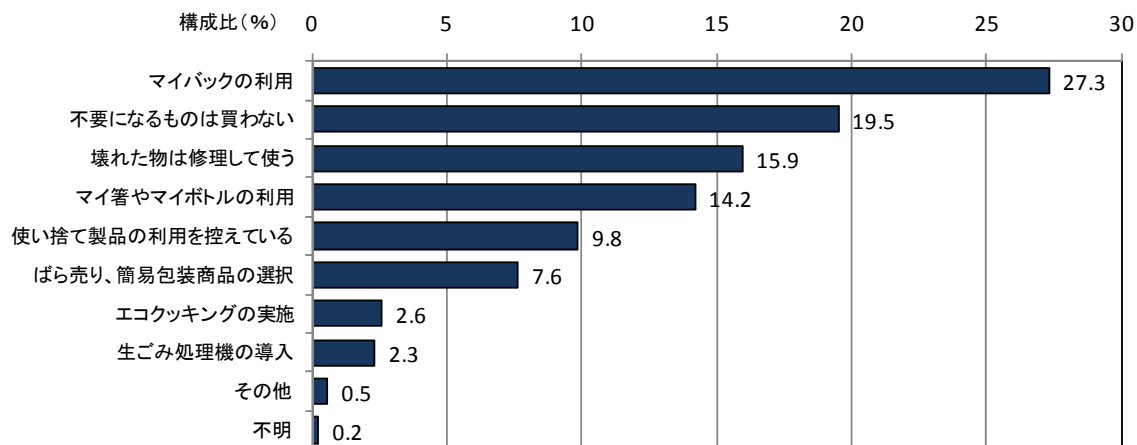
## ■ 関心のある環境問題



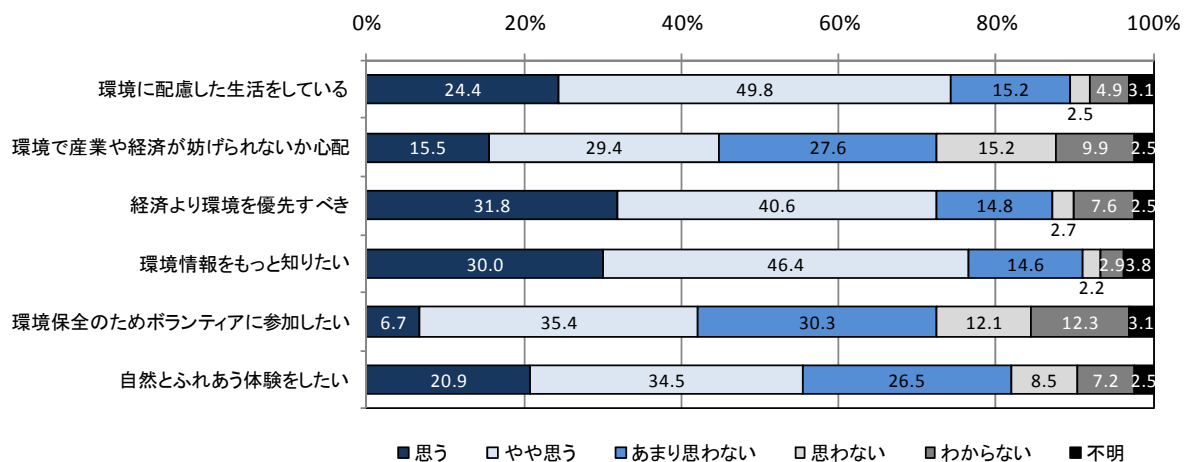
## ■家庭での省エネルギーの取組



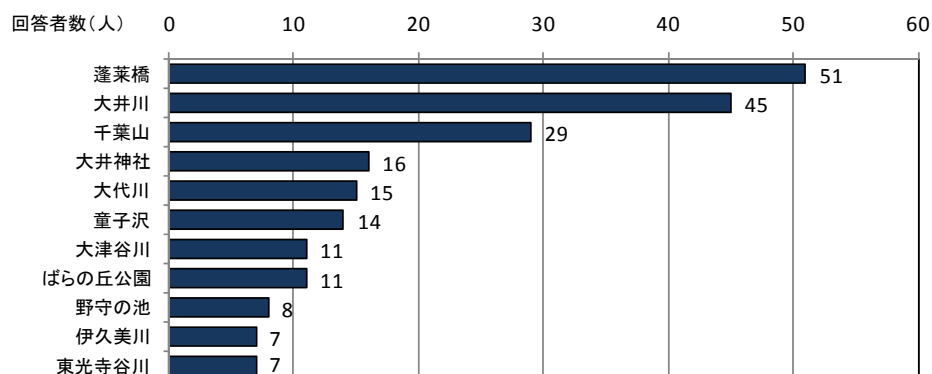
## ■家庭でのごみ発生抑制の取組



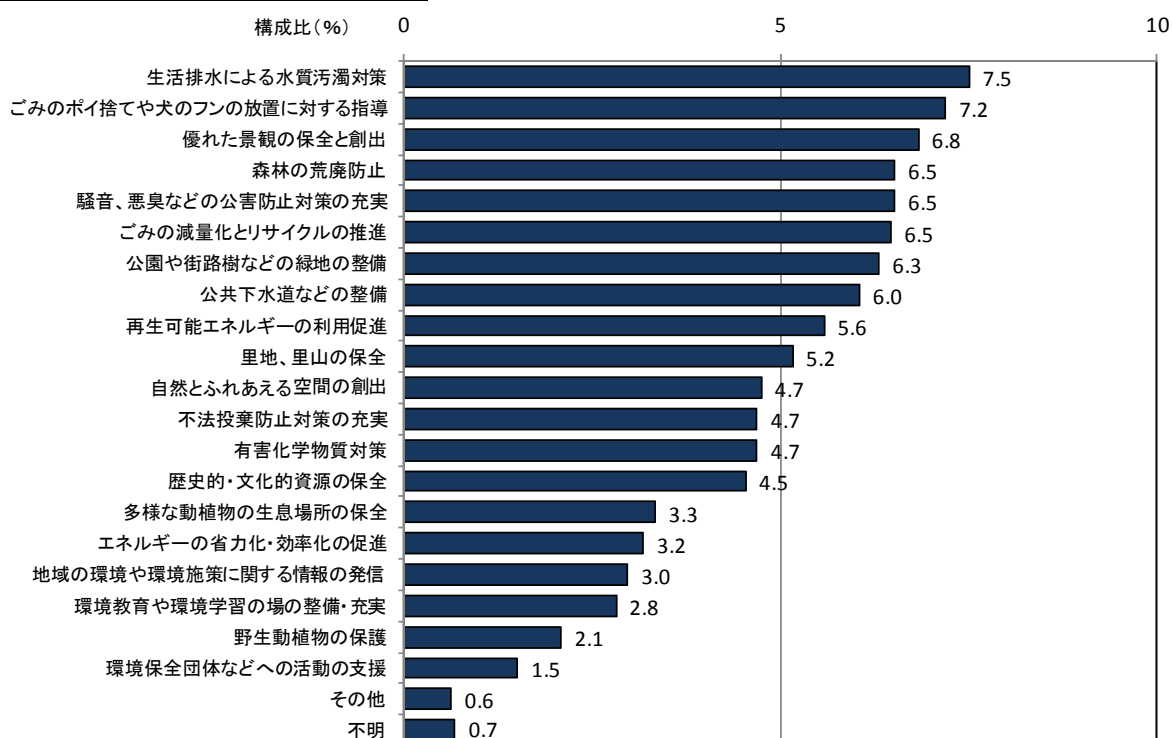
## ■環境に対する考え方



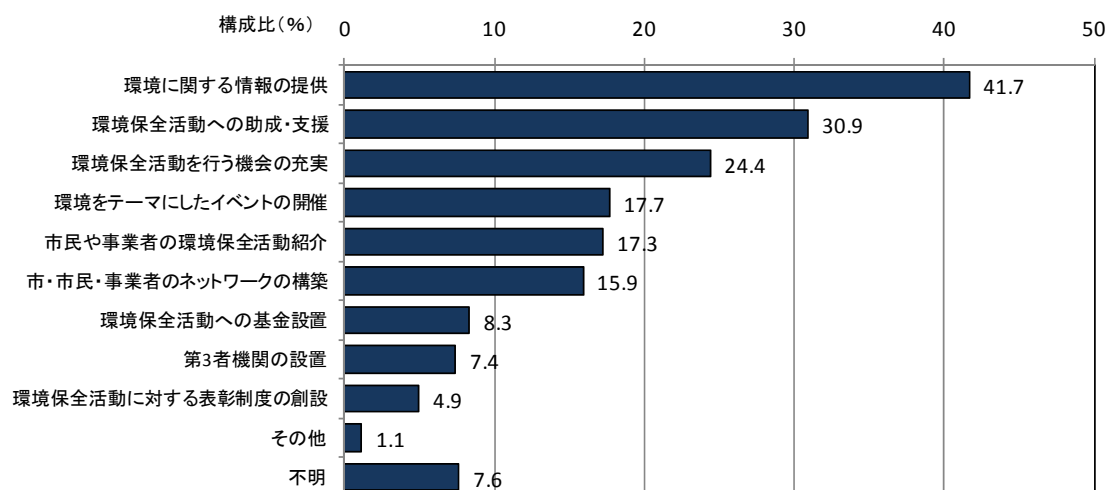
## ■ 大切だと思う場所または将来に残したい場所



## ■ 重点的に進めていくべき施策



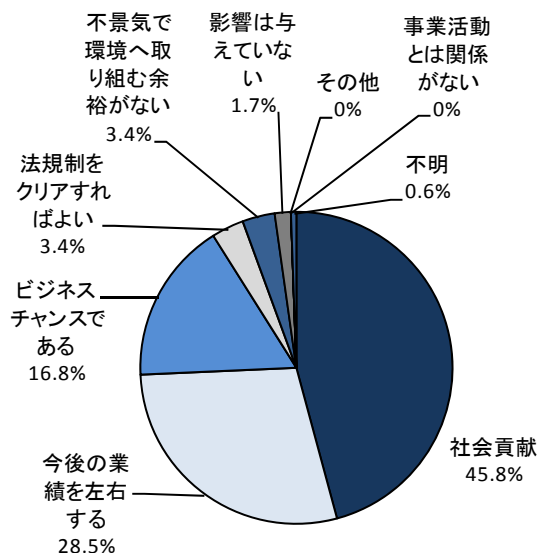
## ■ 環境保全活動の活性化に必要な取組



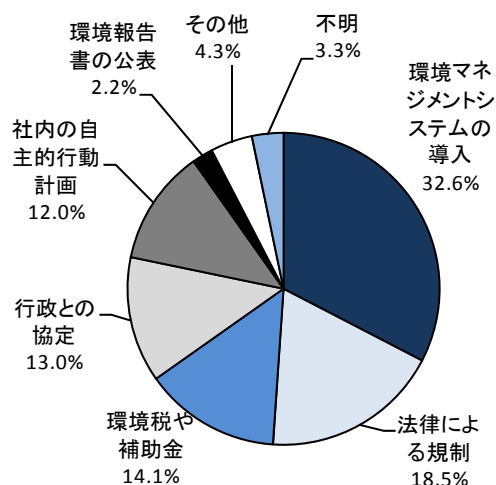
## (2) 事業者アンケート

無作為抽出した150社の事業所にアンケート調査票を発送した結果、回収数92、有効回答数92、回収率は61.3%であった。

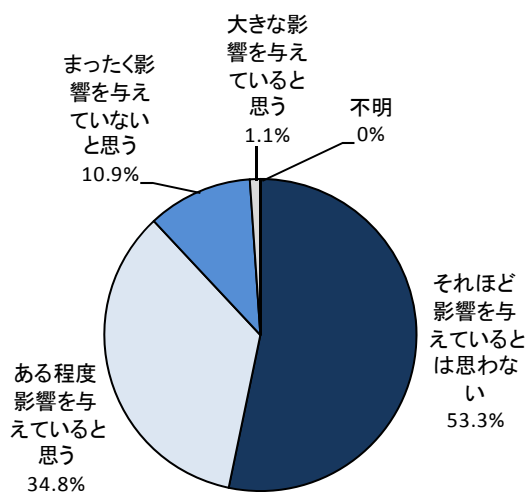
### ■環境への取組と事業活動のあり方



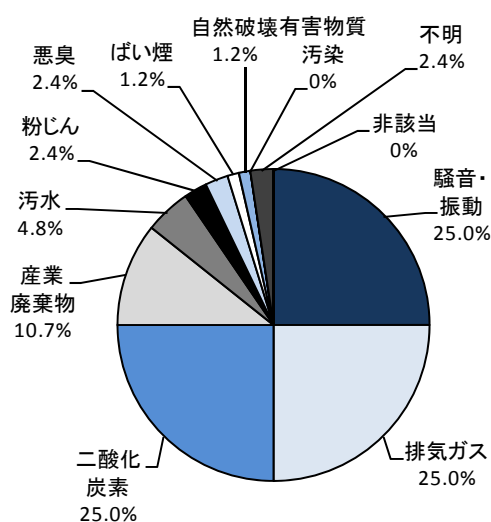
### ■有効であるとする政策や手法



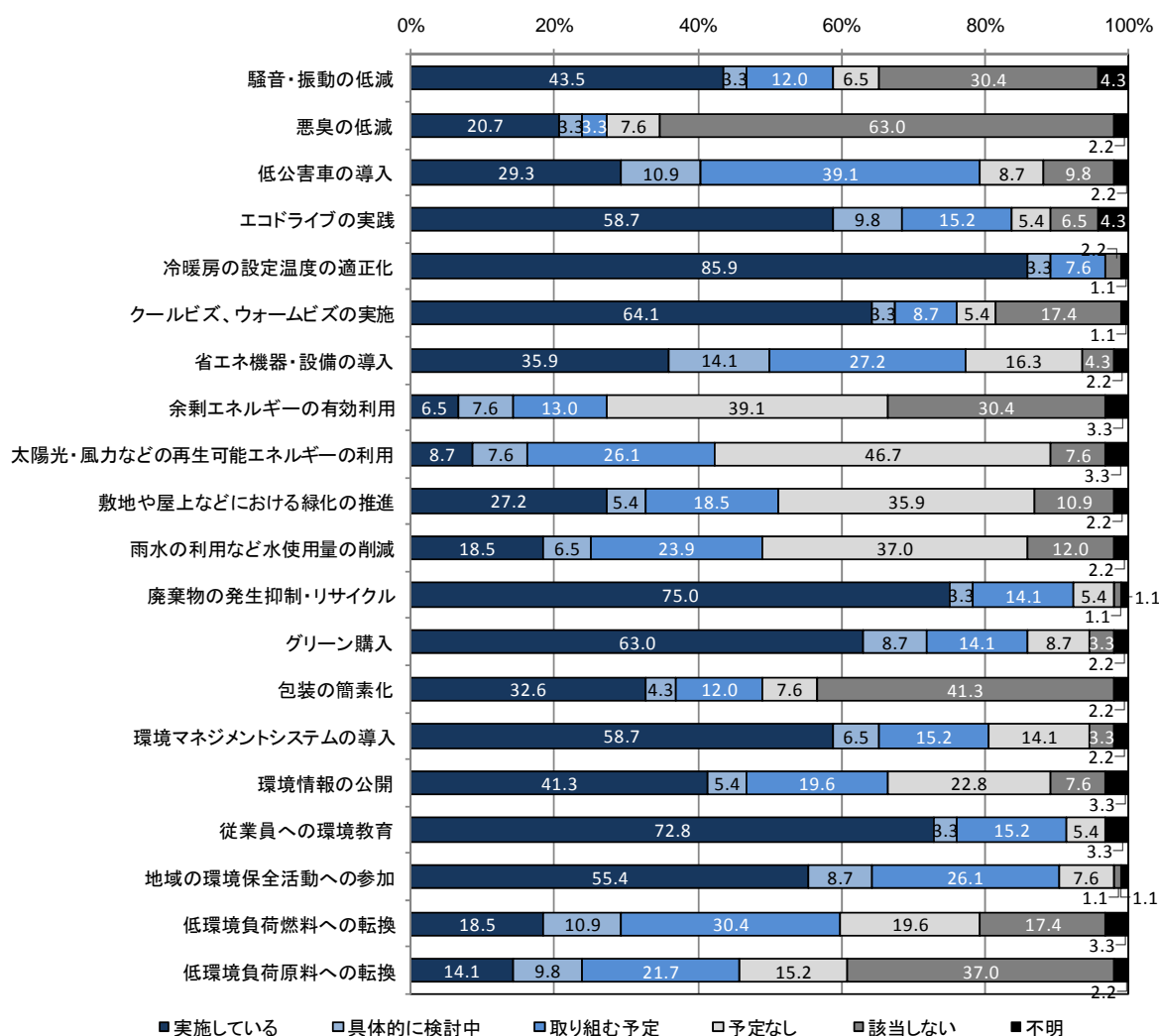
### ■事業活動による周辺環境へ影響



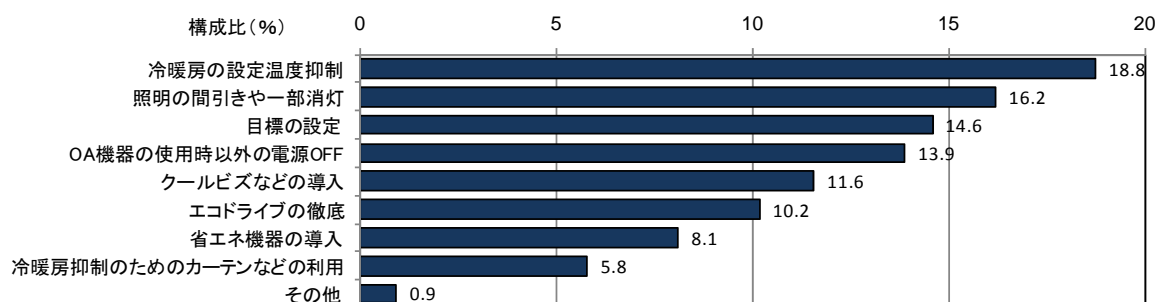
### ■特に影響を与えている事業活動



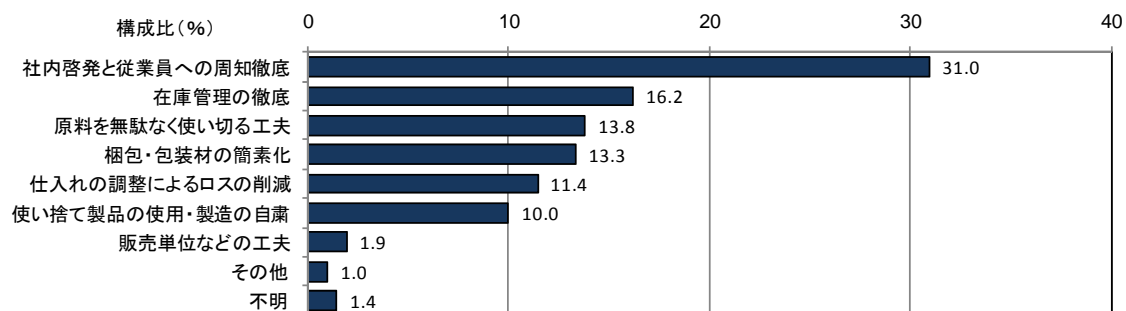
## ■環境保全のための取組実施状況



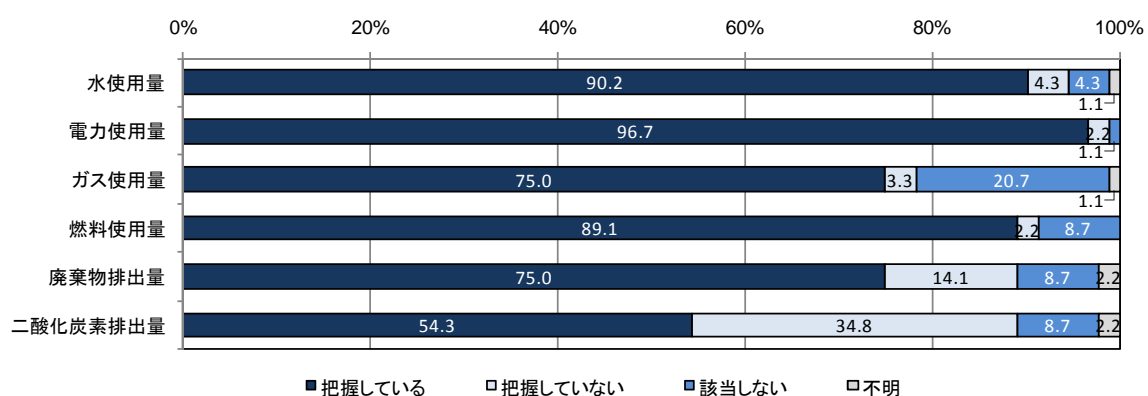
## ■重点的に行っている省エネルギーに関する取組



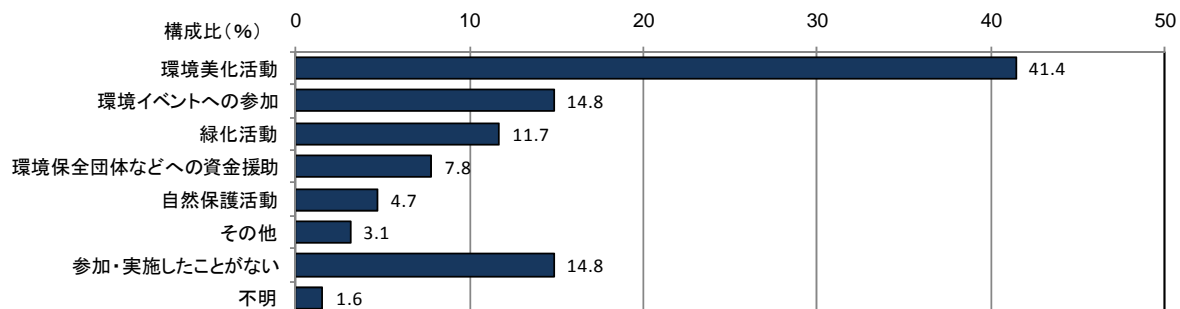
### ■重点的に行っている廃棄物の発生抑制に関する取組



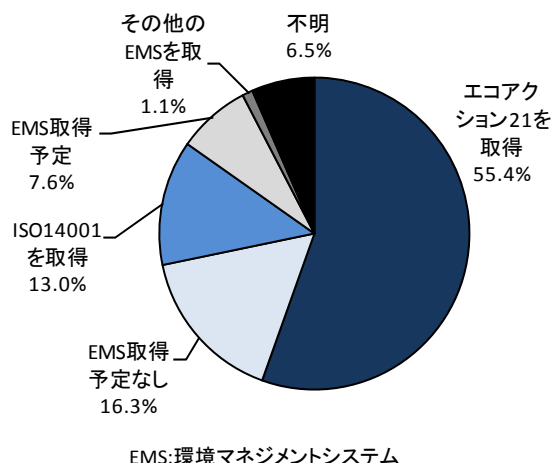
### ■資源使用量と廃棄物・二酸化炭素排出量の把握状況



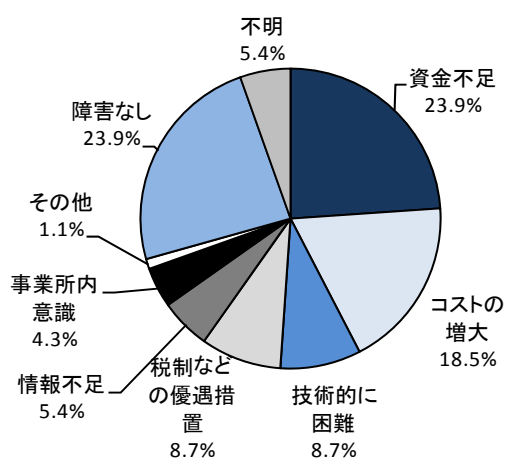
### ■参加または独自に実施した環境保全活動



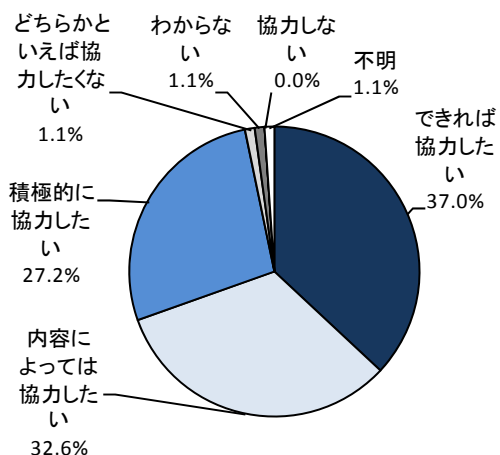
### ■環境マネジメントシステム取得状況



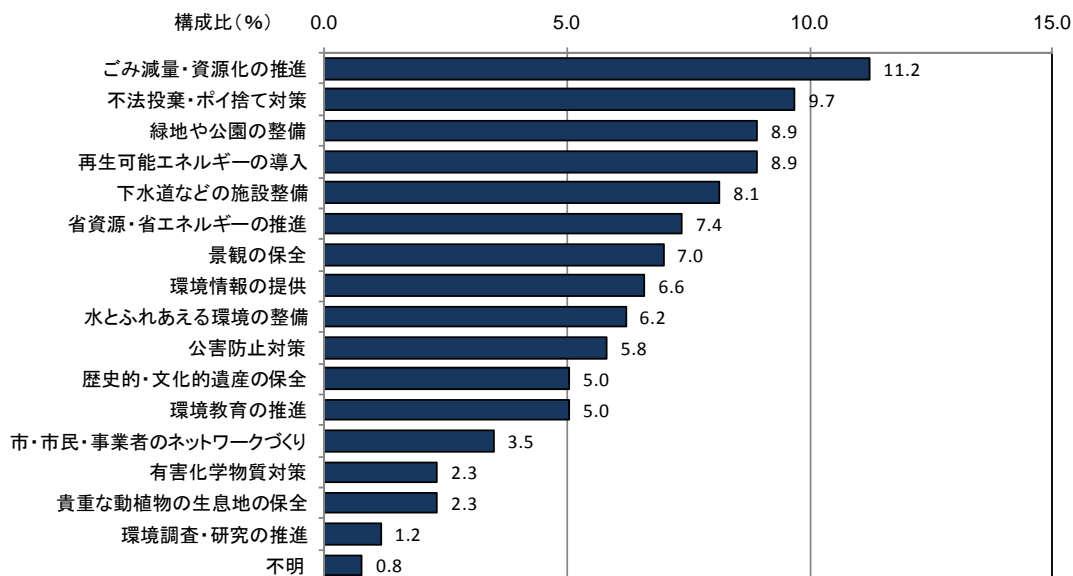
### ■環境保全活動の障害



### ■島田市が進める環境問題への取組



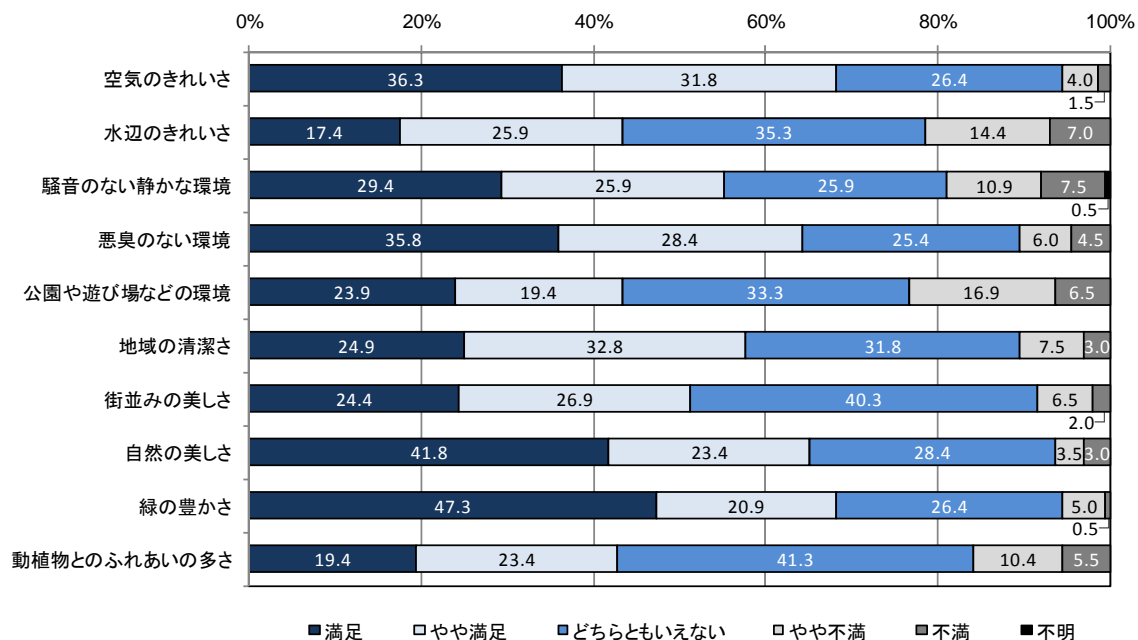
### ■島田市の環境行政に期待したいこと



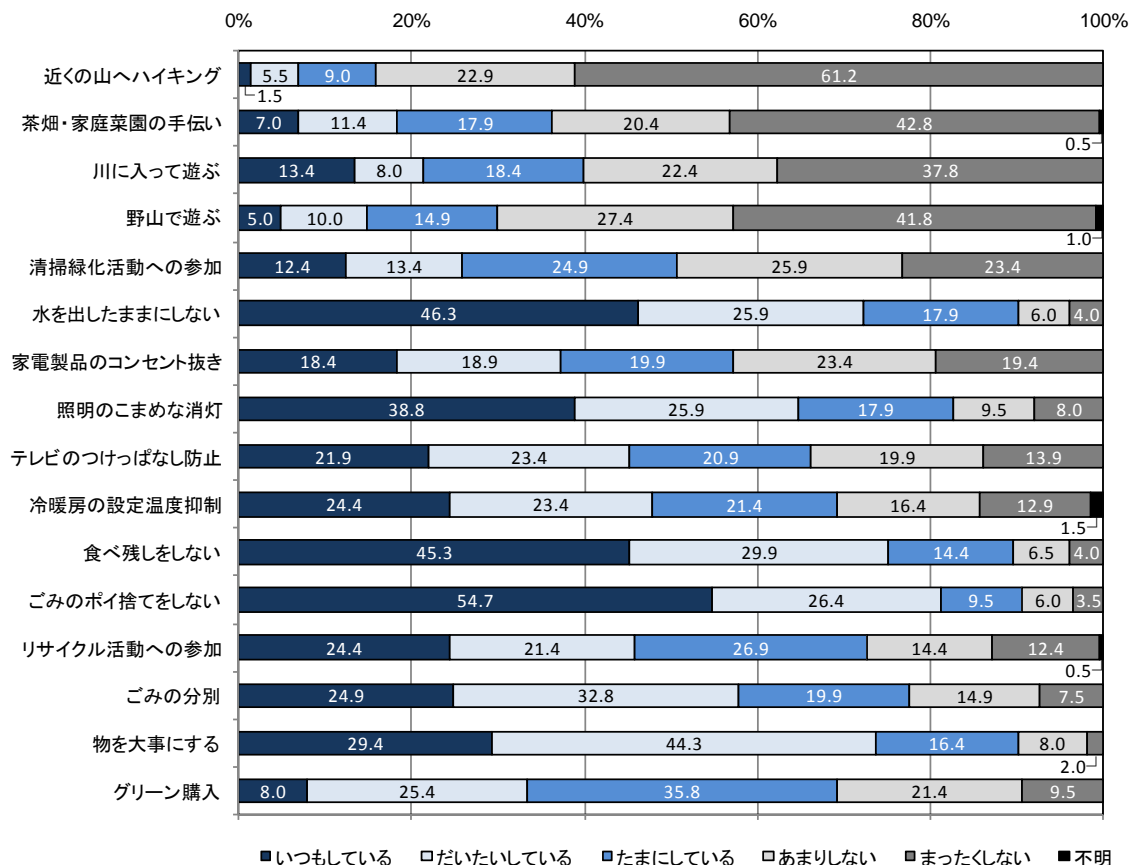
### (3) 中学生アンケート

市内の中学生 201 人にアンケート調査を依頼した結果、回収数 201、有効回答数 201、回収率は 100%であった。

#### ■近くの環境

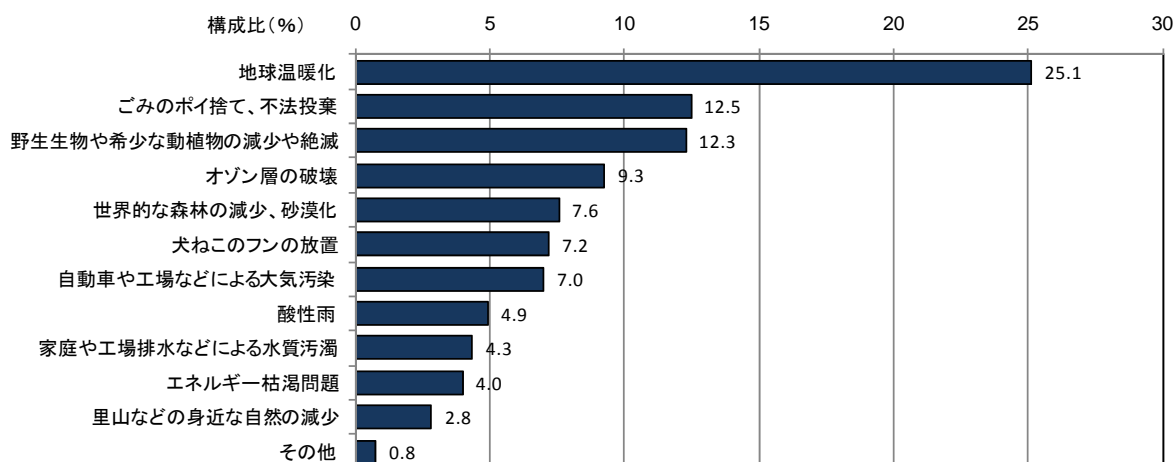


#### ■日頃の行動

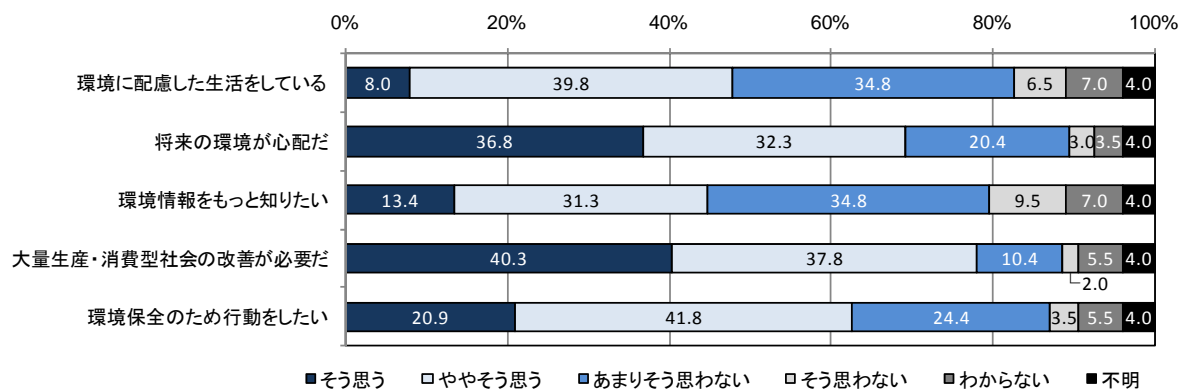




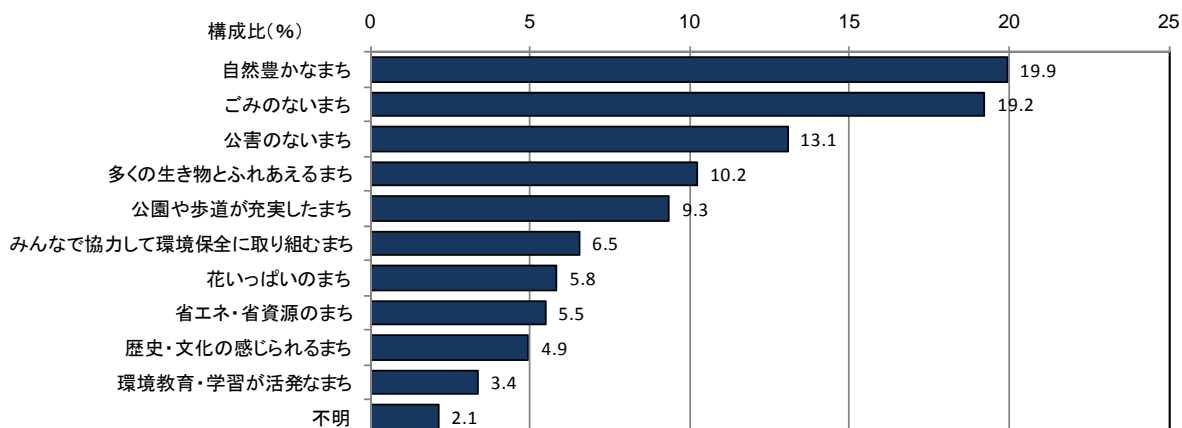
## ■ 関心のある環境問題



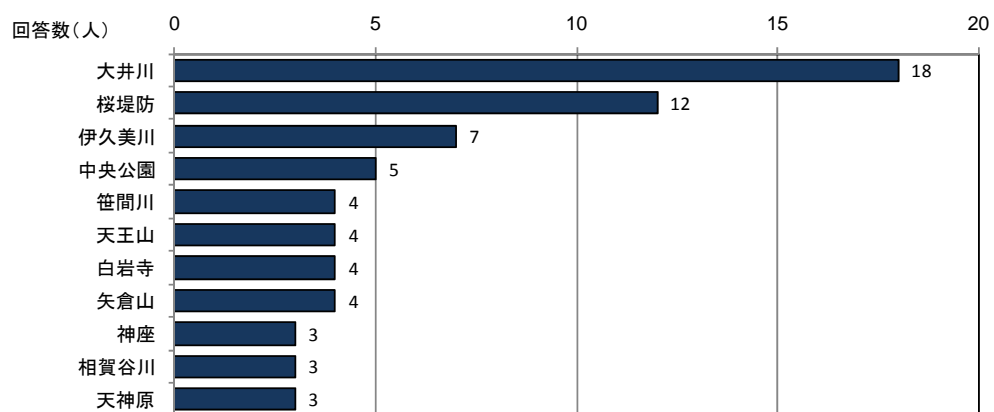
## ■ 環境に対する考え方



## ■ 10年後の島田市のあり方



### ■ 市内で気に入っている場所



## 資料6 用語解説

### あ行

#### ■悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型7公害の1つになっている。

#### ■アース・キッズ事業

P48 参照

#### ■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、平成元年に大気汚染防止法に基づく特定粉じんに指定され、使用制限または禁止されるようになった。

#### ■アダプト・ロード・プログラム

アダプト (ADOPT) とは、英語で「養子にする」の意味。一定区間の道路を養子に見立て、地域住民や市民団体、企業などが里親となって美化活動を行い、行政がこれを支援するもの。

#### ■生け垣

生きた植物によってつくられた垣根のこと。樹木を列植して、刈り込んで形を整えたものが多い。塀などに比べると、物理的に強度は弱く維持管理に手間がかかるが、緑豊かな街並みの景観形成や地球温暖化防止、身近な動植物の生息・生育地として期待される。

#### ■雨水浸透ます

住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる設備

#### ■雨水貯留槽

散水や防火用水などに利用するため、雨どいに接続して屋根に降った雨水を貯めるための容器のこと。

#### ■ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称

#### ■エコアクション 21 (EA21)

中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省が策定し、財団法人地球環境戦略研究持続センターが平成 16 年 10 月から「エコアクション 21 認証・登録制度」を実施している。

#### ■エコツアー

自然や環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。地域住民の働き場が組み込まれていることなど、観光収入が地域にもたらされることも必要条件として概念に含める場合も多い。

#### ■エコドライブ

P54 参照

#### ■エコファーマー

P19 参照

#### ■エコマーク

環境保全に役立つと認められている商品に付けられるマークで、平成元年から(財)日本環境協会が実施している。環境保全商品の普及、環境問題の情報提供、環境保全意識の高揚などを図ることを目的としている。

#### ■塩素系有機溶剤

分子構造の中に塩素を含む化合物で、溶剤として用いられるものをいう。環境中に排出されると有害性が高いうえに分解されにくいいため、問題視される。

#### ■オゾン層

オゾン層は、成層圏の高度 20km~40km 付近に多く存在し、太陽光からの有害な紫外線を吸収することにより地球上の生物を守る働きをしている。現在、大気中に放出されたフロンやハロンなどによって成層圏のオゾン層が破壊され、太陽光による紫外線が地表に達する量が増大しており、皮膚がんや白内障など人への影響や生物の成育障害などを引き起こすことが懸念されている。

#### ■温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどは「温室効果ガス」と呼ばれる。地表から放射される赤外線を吸収するため、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

### か行

#### ■外来生物

もともとその生物が住んでいなかった地域に、貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に持ち込まれた動植物のこと。平成 17 年 6 月 1 日から外来生物法(特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律)が施行されている。

#### ■家庭版環境マネジメント事業

ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの考え方を取り入れながら、家庭で環境にやさしい生活に取り組む事業のこと。

## ■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

## ■環境基準

環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定めている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

## ■環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。循環・共生・参加・国際的取組を長期的目標に掲げ、平成24年6月には第4次環境基本計画が閣議決定された。

## ■環境基本法

平成5年11月に施行された、我が国の環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や、都市・生活型環境問題に対処していくために、従来、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民などの社会を構成するすべての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

## ■環境月間

6月の1ヶ月間。環境庁の主唱により、平成3年度に定められたもの。全国で様々な行事が行われている。

## ■環境保全型農業

農薬、化学肥料などの使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

## ■環境保全協定

環境保全の1つの手段として、地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定を指す。これらの協定は法令の規定基準を補完し、地域に応じた環境保全の目標値の設定、具体的な対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な環境保全対策の手段として広く利用されている。

## ■環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築するしくみをいう。①環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続を実施し、更にこの手順を繰り返すことによって取組を高めていこうとするもの。

## ■環境ラベル

P38 参照

## ■間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部伐採すること。

## ■近隣騒音

P28 参照

## ■グリーンカーテン

ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。緑のカーテンと呼ばれることもある。見た目が涼しげだけでなく、実際に周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネ手法として注目されている。

## ■グリーン購入

商品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。また、環境に配慮した製品を買おうという消費者をグリーンコンシューマーという。

## ■グリーンマーク

財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別することができる。

## ■クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称

## ■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒドなどの総称で、主成分はオゾンである。眼や気道の粘膜を刺激するなどの健康被害や植物の葉の組織破壊などを生じさせる。

## ■光化学オキシダント注意報・警報

P26 参照

## ■コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくいような地域やルートの公共交通需要に対応するために、自治体の支援を受けて導入されるバスサービスをいう。

## ■コミュニティプラント

地方自治体や民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するものであり、地域で共同に利

用する合併処理浄化槽ともいえる。

## ■コンポスト

家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

## さ行

### ■再生可能エネルギー

P44 参照

### ■サタデーオープンスクール

伊久美の自然を利用した観察や体験的学習。市内小学校に通学する3年生から6年生を対象とし、土曜日（8月を除く）に実施される。

### ■サマーオープンスクール

伊久美の自然を利用した観察や体験的学習。市内小学校に通学する3年生から6年生を対象とし、8月の連続した3日間で実施される。

### ■サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。廃棄物の焼却熱は、回収した廃棄物を選別した後の残渣処理にも使われる。

### ■静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例（平成8年3月制定）の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、平成9年3月に策定された。平成23年3月には第3次計画が策定された。

### ■静岡県環境基本条例

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された条例で、平成8年4月から施行されている。

### ■自治体イニシャティブ・プログラム

自治体（市区町村）の呼びかけにより、域内でエコアクション21の認証・登録を目指す事業者を募り、地元のエコアクション21地域事務局と審査人の協力のもと、より多くの事業者が短期間で効率よくエコアクション21に取り組むための普及プログラム。参加事業者は、地元のエコアクション21地域事務局が開催する講座を無料で受講することができ、審査人からエコアクション21の解説や具体的な取組のアドバイスを受けることができる。

### ■市民農園

住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいう。

### ■臭気指数

人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの

であり、採取した試料を無臭空気（または無臭水）で希釈し、においを感じなくなるまでの希釈倍率により指数を算出する。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

### ■重金属

比重4以上の金属（約60種）の総称。重金属類は、一般に体内に蓄積する傾向があり、程度の差はあるが有害なものが多い。水質汚濁法では、水銀、カドミウム、鉛、六価クロムなどが、大気汚染防止法では、鉛、カドミウムが規制対象となっている。

### ■集団回収

同じ地域に住む人々が、一定の時間と場所を決めて、古紙などの再生資源を大量に集めて回収業者に引き渡す回収方式。集団回収の中心となるのは、町内会、自治会、こども会、婦人会、PTAなどで、地域の事情に応じた運営がされている。

### ■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できない物は適正な処分を徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会をいう。

### ■省エネルギー法

正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で、昭和54年に制定された。工場・事業場などについてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置などを講ずることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。工場・事業所のエネルギー管理のしくみや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めている。

### ■振動

工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えることにより問題にされる振動をいう。

### ■水生生物調査

P24 参照

### ■生物多様性

種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含んだ概念。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

### ■世界環境デー

6月5日。1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたもの。

## ■騒音

「好ましくない音、ない方がよい音」の総称である。したがって騒音という特別な音がある訳ではなく、それを聞く人の主観的な判断によるものである。多くの人が騒音とする音、しばしば騒音とされる音として、①概して大きい音、②音色の不快感、③音声聴取を妨害する音、④休養・安眠を妨害する音、⑤勉強・事務の能率を妨げる音、⑥生理的障害を起こす音などが挙げられる。

# た行

## ■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の1つ。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの3物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

## ■多自然型工法

工事の対象となる河川などが本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出を目指した工法のことをいう。「近自然型工法」ともいう。

## ■地球温暖化

大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロンなど）の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が高まることにより地球の気温が上がる現象をいう。このまま推移すれば、21世紀末までに全地球平均気温が1.1～6.4℃上昇し、これに伴い海面が約18cm～59cm上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。国際的には、平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット（UNCED：環境と開発に関する国連会議）において署名され、平成6年に発効した「気候変動に関する国際連合枠組み条約」を中心に地球温暖化防止対策が展開されている。

## ■地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画（事務事業編）であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。なお、第20条の3第3項に基づく、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画は「区域施策編」と呼ばれ、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。

## ■地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する動きとして注目されている。また、輸送エネルギーの省エネ化や地元農林水産業の振興にも効果が期待できる。

## ■地中熱利用

地中の温度が15℃程度であることを利用して給湯や冷暖房、床暖房などに利用すること。

## ■低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。クリーンエネルギー自動車と低燃費・低排出ガス認定車が含まれる。

## ■出前講座

市の職員が地域などに出向き、行政情報などを積極的に提供しながら市政への理解を深めるとともに、これからのまちづくりを共に考えるもの。

## ■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウなど、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

# な行

## ■二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

## ■二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結び付いて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

## ■認定農業者

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

## ■ノーカーデー

特定の日にちや曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンないしはキャッチフレーズ。自動車交通量の総量を規制する方策の1つとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を期待して実施される。

## ■野焼き

P23 参照

## ■ノンフロン製品

フロン類はオゾン層の破壊や温室効果ガスとして環境に大きな負荷を与えることから、フロン類を使わない製品の開発が進められている。最近ではアンモニアや二酸化炭素、水、炭化水素、空気などを冷媒として使用する技術や製品の開発が進んでおり、これらを総称してノンフロン製品と呼ぶ。



## は行

### ■バイオディーゼル燃料（BDF）

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃食用油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーの1つ。

### ■バイオマス・バイオマスエネルギー

太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもので、生物の体やふん尿などを意味する。バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となる。木炭や薪（まき）などはこのバイオマスの一種

### ■ビオトープ

ドイツ語のBio（生物）とTope（空間、場所）を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生態系、生息空間のこと。本来は、生物が生息する最小空間単位を意味していたが、最近では、都市やその他の地域の植動物が共生できる生息空間を保全・復元した場所として捉えられるようになった。

### ■不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

### ■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがある。工場の事業活動や自動車の走行などのほか、海塩粒子など自然現象によるものもある。

### ■ボランティア・サポート・プログラム

地域住民、市民団体、企業及び道路管理者が協力して行う道路の環境美化活動のこと。島田市では、国道1号バイパスのインターチェンジにおいて実施されている。

## ま行

### ■マニフェスト制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容どおりの処理が適正に行われたことを確認するための制度

### ■メガソーラー

出力1メガワット（1,000キロワット）以上の大規模な太陽光発電、またはその施設。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

## や行

### ■有害化学物質

化学物質の中には、人体や生態系への影響が深刻に懸念されるものがあり、それらを総称して有害化学物質という。現在、世界では、工業的に使われるものだけでも約10万種類の化学物質が流通している。

### ■有機塩素化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成される。その難分解性、蓄積性、毒性のために、地下水汚染や食物連鎖による生物体内濃縮、オゾン層の破壊などの環境破壊、生態影響が懸念される。そのため、PCBやトリクロロエチレンなどについては、環境基準が設定されており、水質汚濁防止法などにに基づき、製造や排出が規制されている。

### ■有収率

給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。具体的には、計画有収率＝計画1日平均有効有収水量÷計画1日平均給水量で表わされる式で算出される。

## ら行

### ■リサイクル率

ごみの総量（行政施設搬入量及び集団回収量）に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合のことをいう。具体的には「直接資源化量＋施設処理による資源化量＋集団回収量／（総ごみ処理量＋集団回収量）×100」で計算される値

### ■リバーフレンドシップ制度

河川美化活動を行政機関が支援する制度で、静岡県「協働」事業の一環として、平成16年2月から施行されている。県が管理する一定区間において、住民や利用者などがリバーフレンドとなり、清掃や河川美化活動を行うことにより、「みんなの川」を「みんなで守っていく」意識向上や、身近な環境保護に関する意識啓発に繋げていくことを目的としている。

## 英数

### ■BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

### ■CSR

「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。企業は社会的な存在であり、利潤や経済的効率だけを追求するのではないとする考え方。具体的な取組内容は様々であり、製品やサービスの安全と品質の確保だけではなく、環境保全活動や地域貢献など幅広い。

▶資料編

■ISO14001

環境管理に関する国際規格の総称。シリーズ規格の内容は、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメントなど、広範囲にわたっている。この中で中心となるのは ISO14001 で、環境マネジメントシステムの仕様について定めている。

■LED

P43 参照

■NPO

民間非営利団体の略称。広義には公益・学校・宗教・医療・福祉などの各法人や共同組織、ボランティアグループも含まれる。一般的には、正式に組織され、公益的で利益配分をしない自発的な民間の活動をする団体

■PRTR制度

P30 参照